# 5. 受益者負担金 (分担金) について

## ■受益者負担金(分担金)とは

下水道は、道路や公園などの他の公共施設と異なり、利用することができるのは下水道 が整備された区域内の土地の所有者や権利者に限られます。

このため、下水道整備にかかるすべての費用を税金でまかなってしまうと、下水道を利 用することができる人とできない人の間に費用負担の不公平が生じることになります。

そこで、下水道が整備された区域内の土地の所有者や権利者に、下水道建設費の一部を 負担していただくのが受益者負担金(分担金)です。

受益者負担金(分担金)は、多額の下水道建設費をまかなう貴重な財源の一つであり、 下水道事業を進めていくうえで大きな役割を果たすものです。

また、受益者負担金(分担金)は、所有の土地に対して一度だけ負担していただくもの で、下水道が整備され供用開始区域になれば、実際に下水道を利用するしないにかかわら ず必ず納めていただくことになります。

## ■受益者負担金(分担金)を納めていただく人とは

下水道が整備され、利用することができるようになった区域内の土地の所有者を「受益者」 といい、負担金(分担金)を納めていただくことになります。

ただし、その土地に地上権、質権、賃貸借、使用貸借などの権利が長期間にわたって定 められている場合には、その権利者が受益者となります(当事者間の話し合いで決めるこ ともできます)。

#### 受益者の-例

## 土地所有者が その土地を利用されている場合

受益者=土地所有者 受益者はAさん(土地所有者)

#### 例1 例2 例3 Bさん居住 Aさん居住 Aさん利用 Aさんの家 Aさんの家 Aさんの土地 Aさんの土地 Aさんの土地

### 権利関係がある場合

受益者=権利者 受益者はBさん(権利者)

